

学校指導便覧

令和6年度(2024)



長野県理容美容学園

学校指導便覧について

1. この学校指導便覧は、令和6年度入学者を対象に、修学上の基本事項
本校の諸規定、学科の履修規定などを記載したものです。
2. 令和6年度入学生は、卒業するまでこの便覧に従って履修等を行
わなければなりませんので、大切に保管してください。
3. 変更、追加等があった場合は随時、お知らせいたします。



長野理容美容専門学校

〒380-0935 長野市中御所3-11-2 TEL026-226-7656

長野県理容美容学園歌

一、いにしえより 美は人の憧れ
暮らしを潤し 喜び分かち 祭りの心
今、この手の中に
美の創造 憧れ 喜び
ああ、理美容学園
美の技求め つどいし我ら

二、いにしえより 美は人の憧れ
ふれあいの中で 楽しさ見つめる 仲間の心
今、この手の中に
美の誕生 連帯 ときめき
ああ、理美容学園
美の技求め つどいし我ら

校章の由来

昭和59年、理容・美容組合立の学園から「学校法人長野県理容美学園」へと法人化されたのを機に、長野理容美容専門学校及び松本理容美容専門学校の校章を統一する

- 一、 下地に長野県花「りんどう」を配し、長野県を表す。
- 一、 中央のローマ字「R・B」は、理容・美容の頭文字を結び合わせる。
- 一、 周りの円は「和」を表す。



教育理念

「教育とは教える者と教えられる者との関わりの中で、人を変える営みである。」 技術教育機関である本学園は、人格・技術共に豊かな変貌を期待できる全人的な教育を目指します。

教える者・教えられる者ともに今よりも一歩前進を心掛け、未来に繋がる確かな技術を、創造的に先取りできる人材育成を以って、教育理念とします。

本校で学ぶ心構え

本校は、美容師・エステティシャンを養成する専門学校である。

「洋の東西を問わず、古今を問わず、人は美に対して、強い憧れを抱いてきた。美への憧れを具体化する創造への参加」それは、理容・美容・エステティシャンの仕事に携わることである。美への憧れ・美への強い夢を持ち、より磨かれた技術獲得のため、日夜努力するとともに、豊かな教養を身につけ、人格を高めることが本校生徒の使命である。

- 1、基礎学科、基礎技術を正確に身につける。
- 2、時間厳守とともにしっかりした生活態度を身につけ、教養を高め人格を磨く。
- 3、感動を与えられる挨拶から始まる心のこもった接客法を身につける。
- 4、省エネ・環境美化に心がけ、整理整頓・清掃 に積極的に取り組む。
- 5、「長野理容美容専門学校学則」及び「生徒指導内規」を守り、健全で充実した学園生活にする。

長野理容美容専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、理容師・美容師養成制度およびエステシヤン養成制度の関係法規に基づいた必要な知識及び技能を修得させ、もって社会人としての教養と近代的な感覚を会得させ地域保健衛生の担い手を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、長野理容美容専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、長野市中御所3-11-2

(課程及び学科の種類・修業年限・定員)

第4条 本校の課程及び学科の種類・修業年限・定員は次のとおりとする

課程	学科	修業年限	入学定員	学級数
昼間課程 (衛生専門課程)	美容科	2年	120名	3
通信課程 (別科)	美容科	3年	80名	2
昼間課程 (衛生専門課程)	ビューティビジネス科	2年	30名	1

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第5条 昼間課程の学年は、4月1日から翌年3月31日まで

2、通信課程の学年は、10月1日から翌年の9月30日まで

(学期)

第6条 学年を分けて、3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。但し、校長において必要と認めるとき、休業日でも授業を行うことができる。

- (1) 国民の休日に関する法律に規定する日
- (2) 土曜日・日曜日
- (3) 夏季・冬季及び学年末において校長が定めた日
- (4) その他校長が定めた日

第3章 教育課程・授業日数及び始業終業時刻

(教育課程)

第8条 教育課目及び時間数は次のとおりとする。

2 昼間課程

(1)美容科

		教科課目	美容科
			時間数
必須科目		関係法規・制度	30
		衛生管理	90
		美容保健	90
		化粧品化学	60
		文化論	60
		美容技術理論	150
		運営管理	30
		美容実習	900
		小計	1410
	選択課目	一般教養課目	芸術
健康運動学			30
コミュニケーション			60
社会福祉学			30
専門教育科目		着付け/カット(選択)	60
		メイク	60
		ヘアデザイン	90
		シャンパー・ヘツ	90
		選択実習	60
		総合技術(ネイル)	90
		小計	630
合計		2040	

(2)ビューティビジネス科

必修科目(理論)		時間数	必修科目(実技)	時間数	
実践 教養	ビジネスマナー (秘書・販売学)	38	実 技	フェイシャル実技	310
	リクルート	12		ボディ実技	260
	ブライダル	100		脱毛実技 (ワックス、美容ライ ト)	40
エ ス テ ィ ツ ク 理 論	エステティック概論	10		ネイル実技 (マニキュア、ペディキュア)	120
	エステティック カウンセリング	26		メイク実技	120
	エステティック機器学	18		カウンセリング実技	30
	栄養学Ⅰ・Ⅱ	36		模擬サロン実習	30
	化粧品学Ⅰ・Ⅱ	30		トータル実習	410
	衛生管理Ⅰ・Ⅱ	18		各 種 理 論	30
	関連法規	12		小計(実技)	1350
	経営学	24	合計	2040	
	救急学	6			
人 体 学	生理解剖学	64			
	生命とホメオスタシス	30			
	皮膚科学Ⅰ・Ⅱ	70			
	運動生理学Ⅰ・Ⅱ	16			
各 種 理 論 セラ ピー	東洋医学	12			
	セラピー理論 (アロマ・タラソ・ストーン 等)	48			
実 技 理 論	フェイシャル理論	36			
	ボディ理論	24			
	脱毛(ワックス、 美容ライト)理論	18			
	メイク理論	16			
	ネイル実技理論 (マニキュア、ペディキュ ア)	16			
	トータル理論	10			
小計(理論)		690			

3 通信課程 (1)美容科

	教科科目	美容科	
		面接授業	添削指導
必修 課目	関係法規・制度	10	3回以上
	衛生管理	30	4回以上
	保健	25	3回以上
	香粧品化学	30	2回以上
	文化論	10	2回以上
	技術理論	10	8回以上
	運営管理	5	3回以上
	理容・美容実習	175	6回以上
	計	295	31回以上
選択 課目	外国語	1回以上	
	社会福祉	1回以上	
	ビジネスマナー	1回以上	
	理容・美容カウンセリング	5	1回以上
	ヘアスタイル画による トータルファッション	5	1回以上
	計	10	5回以上
総授業時間数		305	36回以上

4 通信課程は、次の事項に従う。

(1) 中学卒業者に教科科目の学習を補助するために、次の講習を実施する。

講習科目	授業時間
現代社会	3回以上
化学	3回以上
保健	3回以上

(2) 通信養成を行う地域は、全国を対象とする。

(3) 面接授業を行う場所は、本校の校舎で実施する。また、教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける。

(4) 通信授業(通学卒業者用講習も含む)及び添削指導に係わる事務の一部を(社)日本理容美容教育センターに委託する。

(委託業務の内容)

- ① 教材並びに補助教材の作成及び配付
- ② 添削指導に係わる報告課題の作成、添削の処理及び保管
- ③ 学業成績の評価及び成績の結果通知
- ④ 図書の推薦

5 同時授業の実施

昼間課程授業における次の課目について、同時授業を行う事がある。

(1) 必修課目

(2) 選択課目

(授業日数及び始業・終業時刻)

第9条 授業日数及び始業・終業時刻は、校長が定める。

第4章 職員

- 第10条 本校に校長・教員を置く。
- 2 本校に嘱託講師・事務職員を置く。
- 3 校長は、校務を処理し所属職員を指導する。

第5章 入学・退学及び休学等

(入学の選抜)

- 第11条 入学志望者に対しては、入学者の選抜を行う。
- 2 昼間課程入学志望者の選抜は、次の方法で行う。
- (1) 書類選考
- (2) 作文、面接試験
- 3 通信課程入学志望者の選抜は、書類を持って行う。

(入学志望の手続き)

- 第12条 入学志望者は、入学願書(様式第1号)・その他必要な書類を提出しなければならない。

(入学資格)

- 第13条 昼間課程の理容科・美容科並びにビューティビジネス科の入学資格は、学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者に準ずる。
- 2 通信課程の美容科の入学資格は、学校教育法第57条に規定する、高等学校に入学することができる者に準じ美容所に従事している者に限る。

(入学)

- 第14条 入学は、校長がこれを許可する。
- 2 入学の時期は、4月の始めとする。但し、通信課程にあつては、10月の始めとする。

(入学の手続き)

- 第15条 入学を許可された者は、保証人の誓約書(様式第2号)及び入学納付金を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の保証人は、次に掲げる者でなければならない。
- (1) 親権人または後見人
- (2) 兄弟または縁故の者
- (3) 独立の生計を営む成年の者
- 3 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校の教育活動に協力しなければならない。

(保証人の変更)

第16条 保証人に変更があったときは、あらためて誓約書を提出しなければならない。

第17条 保証人は、転居または氏名等を変更したときは、直ちに、校長に届出なければならない

(退学・転出入学)

第18条 退学しようとする者は、保証人と連署した退学願(様式第3号)を校長に提出してその許可を得なければならない。この場合において、病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 他の養成施設から当校への転入及び当養成施設から他校への転出を希望する者については、所定の書類提出並びに手続きにより許可をする。

(休学)

第19条 病気その他やむをえない事由によって休学しようとする者は、保証人と連署した休学願(様式第4号)に、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合はその事由書を添えて、校長に願出しなければならない。

(復学)

第20条 休学中の者で、復学しようとする者は、保証人と連署した復学願(様式第5号)に、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合はその事由書を添えて、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 復学日は4月1日とする。

3 通信課程の復学日は、履修科目の状況による

(伝染性疾患による登校停止)

第21条 校長は、伝染性疾患等集団活動に支障があると思われる疾患にかかり若しくはそのおそれのある生徒に対しては、登校の停止を命ずることができる。

第6章 入学金・授業料及び実験実習費等の徴収

(入学金・授業料及び実験実習費等の徴収)

第22条 入学金・授業料及び実験実習費等の額並びに徴収方法については別表による。

2 前項の授業料・実験実習費は、出席の有無にかかわらず、

納入しなければならない。但し、休学が全月にわたる場合はこれを徴収しない。

3 通信課程の授業料・実験実習費等の額並びに徴収方法については、別表による。

(既納分の処置)

第23条 すでに納入した入学金・授業料及び実験実習費等は、これを返還しない。

ただし、入学前の3月31日までに入学を辞退する旨の申し出があった場合は、入学金以外の学納金を返還する。

(授業料等の減免)

第24条 第22条に定める授業料などの費用などについては、別に定める規定により、これを減免することができる。

第7章 学習の評価

(学習の評価)

第25条 学習の評価は、各学期末に行うの試験の成績、平素の学習態度及び出席状況を総合的に勘案して行う

第8章 卒業の認定及び卒業

(卒業の認定)

第26条 卒業の認定は、履修簿・学習成績簿・出欠席の状況等の記録に基づいて認定会議を行い、校長がこれを認定する。

(卒業証書の授与)

第27条 校長は、所定の課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

第9章 表彰及び懲戒、留年等

(表彰)

第28条 校長は、学業・人物・その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒、留年等)

第29条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒または留年、卒業延期の措置を取ることができる。

2 前項の懲戒は、訓戒・停学及び退学とする。

3 前項の訓戒・停学は、次の各号の一に該当する者に限る。

(1)反道徳的行為をした者。

(2)教師の数度にわたる指導にもかかわらず、改善がみられない者。

4 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

(1)品行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3)正当な理由がなくして欠席・遅刻・早退・欠課が基準を上回る者。

(4)学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反したものの。

5 第1項の留年、卒業延期は次の各号の一に該当するものに限る。但し卒業延期については3学期末の判定による。

(1)努力不足により学力不振で当該学年の所定の課程において、再試験の救済措置をしても及第点に達しない者。

(2)努力不足により実技習得不十分で当該学年の実習技術において、規定の水準に達しない者。

(3)正当な理由(入院、身体的な面の医師による登校禁止等)がなくして積算された欠席日数が基準を上まわる者。

(4)正当な理由(入院、身体的な面の医師による登校禁止等)を有するが積算された欠席日数が基準を上まわる者。

6 その他生徒指導内規による。

第10章 健康診断

(健康診断)

第30条 健康診断は、年1回以上実施する。

第11章 補則

第31条 この学則に定めるもののほか、その他必要事項は、校長が定める。

※ この学則は令和6年4月1日より適用する

第1項 期末成績

1. 筆記・実技

	1 学期	2 学期	3 学期
1 学年	① 筆記試験不合格者は補講を受け、再試験を受ける。 再試験不合格者は課題を提出し、確認テストを受ける。 ② 実技試験不合格者は補習を受け、再試験を受ける。		①1、2学期同様に筆記試験不合格者は補習を受け再試験を受ける。再試験不合格者は課題を提出して、再々試験を受ける。再々試験不合格者は留年とする。 ② 実技試験不合格者は補習を受け、再試験を受ける。
2 学年	上記1学期と同じ ① 筆記試験不合格者は、補講を受け、再試験を受ける。 再試験不合格者は、課題を提出して再々試験を受ける。再々試験不合格者は国家試験及び資格試験受験を不可とする。 ②実技試験不合格者は、補習を受け再試験を受ける。 再試験不合格者は、補習を受ける。		①1、2学期同様に筆記試験不合格者は補習を受け再試験を受ける。再試験不合格者は課題を提出して、再々試験を受ける。再々試験不合格者は卒業延期とする。 ② 実技試験不合格者は補習を受け、再試験を受ける。

第2項 期末テストの結果、再試験・再々試験になる基準

- 筆記試験において理容科、美容科は60点未満。ビューティビジネス科は70点未満とする。
- 実技試験において理容科、美容科は国家試験合格基準に準ずる。ビューティビジネス科は資格試験に準ずる。

第3項 欠課日数の基準

1. 欠課日数基準と指導内容

5日	・保護者へ通知し、指導を依頼する。
7日	・生徒・保護者・担任の三者面談をする。
11日未満	・留年または退学とするが、特殊な事情がある場合は、面談の上校長が判断する。
	・欠席日数11日時点で、登校停止とする。
	・2年生は、国家試験の受験資格を失う。
感染症の扱い	・医師の診断を受け診断書が提出された場合は欠席としない。（別表）
その他	・長期診療及び療養が必要な病気の場合、事前に医師の診断書を提出すること。病状に応じて面談の上、校長が判断する
	・いかなる理由においても、年間欠席が20日を超えた場合は、1年生は留年、2年生は卒業延期とする。特殊事情がある場合は、校長が判断する。

※特殊な事情がある場合、認定会議の上校長が判断する

2. 本校在籍年数

- 昼間課程の在籍年数は4年とする。通信課程の在籍数は5年とする。
- 休学の場合は、年度末を区切りとし「休学届」を提出する。

第4項 欠席・遅刻・早退についての基準

1. 遅刻・早退は3回で欠席1日とする。長期休業中の補習日も同じ扱いとする。
保健室使用の場合は、早退扱いとする。
2. 5時間目以降の遅刻は、欠席扱いとする。
3. 欠課者は、1時間につき、レポート2枚を提出する。
4. 結婚・忌引きの日数（事情により考慮する）
(1) 結婚 ① 兄弟、姉妹は1日
(2) 忌引き ① 1親等：7日 ② 2親等：3日 ③ 3親等：1日
5. 感染症等の疑いがある場合は欠課扱いとはしない。（別表）
6. 学校長が許可した就職活動、行事に参加する場合は公欠扱いとして、公欠届を提出する。

第5項 進級及び卒業認定

1. 第1項、第3項、第4項の基準を満たしているかを判断基準とし、諸条件を踏まえ適切に判断する。
2. ビューティビジネス科の卒業見込みに関しては1学期に認定会議を開き決定する。
3. 美容科の卒業見込みに関しては2学期に認定会議を開き決定する。
4. 進級・卒業に関しては、3学期末に職員による認定会議を開き決定する。

第6項 再試験料・再々試験料

1. 再試験・再々試験を受ける者は、一教科について、1000円を納めなければならない。
また、再試験を受けるには補講を受講しなければならない。

第7項 学級編成替え

1. 1年次から2年次へ進級する際に、美容科は学級編成替えを行うこともある。

第8項 特別指導について

1. 学校生活全般において、原則教職員の指導に従うこと。
次の場合は特別指導となる
(1) 喫煙が発覚した場合（煙草に準ずる物も含む）
(2) 設備・備品等を故意に破損した場合
(3) 学校以外の駐車場への無断駐車をした場合
2. 次の場合は、退学となる。
(1) 規定の学費が、納入日までに納められない場合。（特殊な事情がある場合は校長裁量による。）
(2) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反したものの。
(3) 校内外で、暴力行為により危害を加えた場合。
(4) 特別指導においても、改善の見込みが無い者。

第9項 パソコン、スマートフォンにおけるSNSの使用規定

- (1) 個人を誹謗中傷するような文書を投稿してはいけない。
- (2) 本人の承諾なしに他の人の画像等を投稿してはいけない。
- (3) 社会秩序に反するような画像を投稿してはいけない。
- (4) 見知らぬ第三者との接触は絶対にしないこと。
- (5) ルールに違反して不適切な文書や画像を投稿した場合は、特別指導となる。

(1) 理事長賞

2年間の学科試験、実技試験、生活態度全般において優秀であると認められる者を表彰する。

(2) 学校長表彰

2年間の学科試験、実技試験、生活態度全般において優秀であると認められる者を表彰する。

(3) 皆勤賞

2年間を通して、欠席、遅刻、早退の無い者を皆勤者として表彰する。

(4) 精勤賞

2年間を通して、欠席の無い者を精勤者として表彰する。

(5) その他

2年間の学科試験、実技試験、生活態度全般において、優秀であると認められる者を各種団体より表彰する。

この指導内規は令和6年4月1日より適用する

学校生活心得

この学校生活心得は一般社会人が守るマナーであり、本校生徒が従うべき規範である。更に、本文に記載されていないものであっても、本校生徒としてマナーに反する行為はこれを改めなければならない。

1、身だしなみ等について

- ①本校は学校生活を良識ある社会人育成の場と位置づけているので社会人として常識のある服装、又生徒らしい服装、頭髪などを心がける。
- ②自分の姿を誰に対してもマイナスのイメージや不快感を与えないように整えるよう心がける。
- ③頭髪は、実習に支障がないように指示をする場合がある。
- ④登校後は上履きに履き替え、ユニホームに着替える。また、実習時はアクセサリー類を外し、長い髪はまとめる。
- ⑤入学式、会社訪問、講演会、進路ガイダンス、イベント、卒業式等の行事には、それらに相応しい服装で出席する。
- ⑥国家試験、資格取得試験においても教員の指示に従う。

2 出欠席について

- ①各自の責任において規則正しい生活を送り、健康管理を心がけ、遅刻・早退・欠席のないようにする。なお通院の必要がある場合は授業に差し支えないように通院する。
- ②感染症においては証明書あるいは、治癒報告書を提出する。(別表参照)

3. 授業について

- ①授業準備は休み時間内に行う。
- ②緊急の場合以外は生徒の呼び出しはできない。
- ③登校から下校まで、外出はできません。緊急時は職員の指示に従う。

4. 通学について

- ①徒歩及び公共の交通機関を利用した通学を原則とする。
- ②事情により、自転車・バイクの通学を許可する。その場合、申請をして許可証が発行された後、自転車・バイクでの通学が可能となる。
- ③自動車での通学は自己責任とする。但し、有料駐車場以外の駐車場や無断駐車の場合は特別指導とする。

5.アルバイトについて

- ①アルバイトを希望する場合は、担任に申請をする。
- ②授業に影響を及ぼす場合は禁止することもある。
- ③アルバイトの内容によっては許可しない場合が(別表参照)
- ④アルバイトの内容のよっては特別指導になる

6. スマートフォン等について

- ① 休み時間以外の使用を禁止とする。
- ② 授業時間において許可なく使用した場合預かる場合もある。

7. 現金・貴重品の扱いについて

- ① 貴重品は盗難防止のため、身につけるか、ロッカーに鍵を掛け保管する。
- ② 生徒間の金銭の貸し借りは厳禁。

8. 学校設備品等の使用について

- ① 施設や備品・器具等大切に扱う。
- ② 破損・紛失した場合は、直ちに担任へ報告する。
- ③ 故意に破損した場合は、修理費等は支払っていただく場合がある。

9. 事務関係について

- ① 教科書、生徒カード、校章の再交付を受ける場合は、事務職員に速やかに申し出る。(有料)
- ② 在学証明書(有料)、卒業証明書(有料)、成績証明書(無料)、通学証明書等を必要とする場合は事由を明示し、午前中に事務窓口へ申し出て交付を受ける。

10. 生徒会関係

- (1) 生徒会を組織し、よりよい学園生活ができるよう積極的に活動すること。
- (2) 組織及び活動内容については、生徒代表が話し合いによって決める。

11. その他

- ① 本校の生徒であることを証するために、常に生徒カードを携帯する。
- ② 所持品管理は、自己責任とする。
- ③ 校内の掲示に留意する。
- ④ 忘れ物をした場合には、担任の指導に従う
- ⑤ 保護者面談、個人面談の時間は、原則開校時間内（8:00～17:00）とします。

種類	手数料	備考
在学証明書	500円	所定用紙にて事務へ提出
成績証明書	不要但し卒業後は500円	所定用紙にて事務へ提出
出欠証明書	不要但し卒業後は500円	所定用紙にて事務へ提出
卒業見込み証明書	500円	所定用紙にて事務へ提出
卒業証明書	500円	所定用紙にて事務へ提出
生徒カード	1,500円	所定用紙にて事務へ提出

日課・開校時刻 8:00 ・閉校時刻 17:00

・昼間課程

登校完了	9:00
HR	9:00～9:10
1校時	9:15～10:05
休憩	10:05～10:10
2校時	10:10～11:00
休憩	11:00～11:15
3校時	11:15～12:05
休憩	12:05～12:10
4校時	12:10～13:00
昼食	13:00～13:45
5校時	13:45～14:35
休憩	14:35～14:40
6校時	14:40～15:30
清掃	15:30～15:45
HR	15:45～15:55
下校	15:55

・通信課程

登校完了	9:00
HR	9:00～9:15
1校時	9:15～10:05
休憩	10:05～10:10
2校時	10:10～11:00
休憩	11:00～11:15
3校時	11:15～12:05
休憩	12:05～12:10
4校時	12:10～13:00
昼食	13:00～13:45
5校時	13:45～14:35
休憩	14:35～14:40
6校時	14:40～15:30
休憩	15:30～15:35
7校時	15:35～16:25
清掃	16:25～16:40
HR	16:40～16:50
下校	16:50

※保護者面談、個人面談の時間は、原則8:00～17:00とします。

アルバイト制限業種基準

教育上、好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル場所での作業 ・風俗営業の現場作業 ・選挙の応援に関する業務 ・興信所業務に類する調査 ・訪問販売、勧誘等の集金 ・長期継続の深夜作業
法令に違反するもの	・マルチ、ネズミ講商法に関するもの
危険をとまなうもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、バイク等の運転業務 ・交通整理、白線引き等の路上作業 ・建築、土木現場等危険な作業 ・警備、宿直業務
人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品等の臨床人体実験 ・農薬、劇薬の取り扱い
その他	・学校が危険、有害と判断したもの

生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法により、医師が感染の恐れがないと認めるまで登校できないことになっております。
 下記の感染症と診断された場合は、学校までお知らせください。また、登校するときは、証明書あるいは報告書を学校に提出してください。
 ※新型コロナウイルス(COVID)は、季節性インフルエンザと同様の対応となります

	学校感染症名	登校停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、高米出血熱、ヘスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、	治癒するまで	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） 新型コロナウイルス	発症後 5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ解熱後 2日（幼児は 3日）を経過するまで	
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後 2 日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	コレラ、細菌性赤痢	治癒するまで出席停止が望ましい	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止	
	腸チフス、パラチフス	治癒するまで出席停止が望ましい	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止（水泳禁止）	
	帯状疱疹	小・中学生は登校可（提出書類なし）但、就学前は治癒するまで出席停止（証明書必要）	
	A型肝炎	肝機能が正常になれば登校可	
	急性B型肝炎、C型肝炎	医師の判断による	
	疥癬	皮膚科医の許可により登校可	
	感染性胃腸炎	症状軽減後、全身状態良好なら登校可	
	マイコプラズマ感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校可	
	沼澤菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後1～2日経過して、全身状態良好なら登校可、水泳可	
	手足口病、ヘルパンギーナ	全身状態良好なら登校可	
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態良好なら登校可、水泳可	
	サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、急性細菌性気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校可	
	単純ヘルペス感染症	発熱や全身性水疱があれば出席停止が望ましい	
	伝染性膿痂疹（とびひ）	登校可 患部を覆って登校可、水泳は治癒するまで不可	
	伝染性軟属腫（水いぼ）		登校可、水泳は主治医の指示に従う
	アタマジラミ		登校可、水泳は主治医の指示に従う
	カンジダ感染症		登校可
	白癬感染症（特にトンスランス感染症）		登校可。但、他人と直接接触避ける

治癒報告書

	インフルエンザ(型)
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ感染症
	感染性胃腸炎

病(医)院名:

発症日:令和 年 月 日()

登校可能日:令和 年 月 日()から

上記○印の疾病であるとの診断がありましたので報告します。

令和 年 月 日

年 クラス 氏名
保護者氏名 印

※ 保護者が記入して受診した際の領収書の写しと合わせて、学校へ提出してください。

令和 年 月 日

保護者様

長野理容美容専門学校
校長

出席停止について

クラス 番 学生名

学生の病気は学校保健安全法により病気悪化を防ぐためと、他の学生に感染させないために出席停止を指示いたします。家庭において医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。尚、この場合の欠席は欠席日数には入りませんので申し添えます。登校させる際は主治医の証明書をいただき、担任まで提出してください

主治医様

ご多忙中恐縮ではございますが下記の証明をお願いいたします。

証明書

氏名

上記の者、学校感染症にて

月 日より 発病していましたが

治療をしていましたが

(治癒 ・ 軽減) いたしましたので

月 日から登校して差し支えないことを証明いたします。

令和 年 月 日

医療機関住所
医療機関名
医師名

Ⓜ

各種申請書

(様式第2号)

誓約書

学校法人 長野県理容美容学園
長野理容美容専門学校校長
〇〇 〇〇 殿

私は、貴学園長野理容美容専門学校〇〇科への入学を許可されましたので、入学後は貴学校の諸規則を堅く守り、学業に精進することをお誓いいたします。

令和〇〇年〇〇月〇
現住所
氏名
青年月日 平成 〇〇年〇〇月〇〇日生 印

上記の者は貴校に入学を教科されましたので、授業料等納入金の遅滞した場合の代納及び本人在学中にかかわる一切の責任を私ども保証人が連帯でお引き受けいたします。

保証人 I
令和〇〇年〇〇月〇〇日
氏名 印
尊年月日 昭和・平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
本人との続柄
住所
電話番号

(様式第3号)

退学願

昼間課程 通信課程

理容科 美容科 ビューティビジネス科

第 期生 学籍番号 番

私は、 により退学します。

令和 年 月 日

本人氏名 印
保証人氏名 印

学校法人長野県理容美容学園
長野理容美容専門学校
学校長 様

(様式第4号)

休学願

昼間課程 通信課程

理容科 美容科 ビューティビジネス科

第 期生 学籍番号 番

私は、下記のように休学します。

期間 令和 年 月 日より

令和 年 月 日まで

尚、休学の事由は別紙 事由書のとおりです。

令和 年 月 日

本人氏名 印

保証人氏名 印

学校法人長野県理容美容学園

長野理容美容専門学校

学校長 様

(様式第4号) 休学願添付書類

1 病気の場合 医師の診断書

2 その他の場合 休学事由書

休学事由書

氏名

(様式第5号)

復学願

昼間課程 通信課程

理容科 美容科 ビューティビジネス科

令和 年 月 日からの復学をお願いいたします。

令和 年 月 日

本人氏名 印

保証人氏名 印

学校法人長野県理容美容学園

長野理容美容専門学校

学校長 様

(様式第5号) 復学願添付書類

1 病気の場合 医師の診断書

2 その他の場合 復学事由書

復学事由書

氏名

通信教育一連の流れ

1. 入学資格 中学卒業以上(入学後、理容所・美容所の従業員となること)
2. 年数 3年(在籍最長年数6年)(休学期間最長36か月)
3. 授業料について 授業料 1年次 9月、4月
2年次 10月、4月
3年次 10月、4月 年2回振込にて納入

4. 勉強の内容 学校のスクーリング(3年間で45日間)
教育センターへの報告課題の提出(60点以上合格)

5. 教科授業時間

関係法規・制度	10時間	美容文化論	10時間
衛生管理	30時間	美容技術理論	10時間
理容・美容保健	25時間	美容運営管理	5時間
香粧品	30時間	美容実習	175時間
トータルファッション	5時間	カウンセリング	5時間
総授業時間		合計	305 時間

6. 卒業を認定するには

- * 学校の卒業テストの合格(学科・実技)
[卒業見込みテストも卒業テストに準ずる、国試課題が理解できており課題がタイムに入る事]
(60点以上合格とする。不合格者は再試を受ける。再試料は1教科1000円とする。)
- * スクーリングの出席状況(補習が卒業認定日までに終了のこと)
- * 授業料の納入状況(卒業見込み認定日までに納入済みの事)
- * 教育センターへのレポートの全合格(卒業見込みテストまでに終了し、合格している事)

7. 欠席についての卒業認定基準

- * 5・2/3日までの欠席……卒業見込み書提出時(卒業年度の4月ごろの補習予定)
- * 6日以上15・2/3日迄の欠席…1年延期…翌年9月の卒業(スクーリングにて補習)
- * 16日以上の欠席……除籍とする

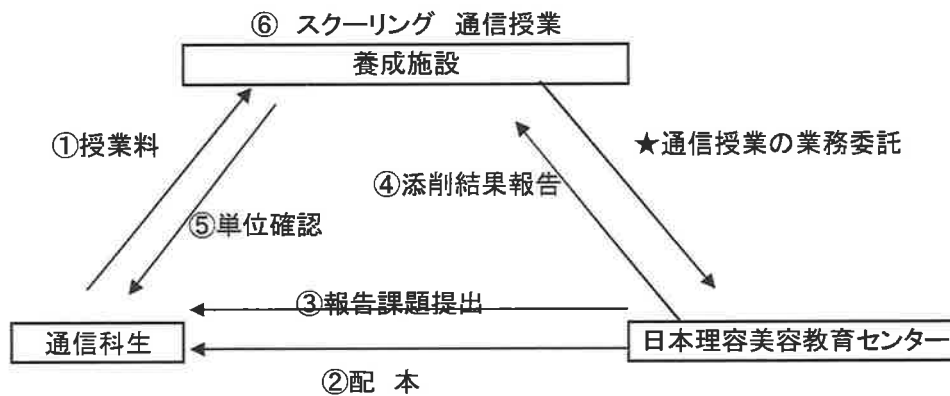
8. 欠席等の扱いについて

- 結婚 忌引き ①1親等 7日(兄弟姉妹1日)
②2親等 3日
③3親等 1日

- * 遅刻・早退 3回で1日欠席
- * 補習・卒延期の場合 1遅刻・1早退は半日扱い
- * 病気・ケガ・妊娠の場合診断書を提出(補習)
- * 感染症は出席停止とし診断書を提出(補習)

9. 補習費用 1日 ￥1400(1時間、￥200) 国試補習は別料金

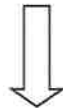
10. 生徒と学校・教育センターとの関係



- ① 授業料を学校へ振り込み
- ② 振込確認され次第本がセンターより配布
- ③ レポート(課題)をリビッツステーション(アプリ)に送る 提出期限厳守
- ④ 添削
- ⑤ 単位認定
- ⑥ スクーリングの通知は遅くも1ヶ月前には店舗に送付する予定です。(尚、スクーリングの予定は変更になる場合有り、あくまで予定です。)

除籍処分について

在籍中、レポートの未提出、スクーリング欠席など音信不通であり、それに対して勧告通知を3回以上出しても返答がない場合は除籍対象となります。



3回目の勧告を過ぎますと学校から除籍処分とする文書及び退学届が送られますので、文書を確認の上学校へ必ず連絡を入れて下さい。

* 尚、連絡がない場合には除籍処分となります。

報告課題提出上の注意事項

1. 店舗宛に教育センターから教材が送られてきますので、学習のあと課題をリビッツステーション(アプリ)へ送付をすること
(期限切れの場合、採点が後回しになり、卒業延期になることもあるので必ず提出期限を守って下さい。)
2. 報告課題の成績が60点に達しないときは再提出の報告課題がリビッツステーションから送られますので学習しなおし、再提出する。
3. 学習のしおり、学習だよりによく目を通すこと。

4. その他の注意(変更事項等)

- * 店舗(住所)変更したとき

学校へ電話連絡の後ハガキで学校とセンターへ提出

- * 退学・休学するとき

退学・休学届を学校とセンターへ提出

(届は学校の用紙を使用すること)

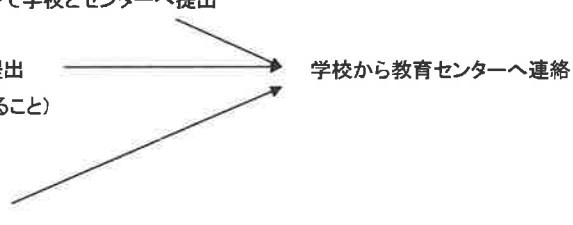
- * 改姓したとき

改姓届を学校とセンターに提出

学校へ戸籍抄本の提出

注:①店舗への配本が原則となっております。

②本校は授業日数の関係上美容所の従業者である事が原則となっております。



5. 授業料

学校へ送金して下さい(銀行振込)

- * 授業料を振り込む際、納期が遅れると配本が停止されますので注意してください。

6. 教育センター連絡先

社団法人 日本理容美容教育センター

〒151-8505 東京都渋谷区代々木3丁目46番18号

通信教育課 03-3370-3314・3315

MEMO